

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

内国歳入法第 3 章及び第 4 章における 最終規則の公表 (T.D.9890)

2020 年 1 月 27 日

2019 年 12 月 27 日、米国財務省及び米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、内国歳入法第 3 章¹及び第 4 章²における最終規則 (T.D. 9890) を公表した。今回公表された最終規則は、これまで暫定規則又は規則案として公表されていたものを最終化するもので、非米国居住者に対して米国源泉所得を支払う者及び特定米国人を報告する米国外金融機関に影響する内容となっている。

以下、概要を記すが、詳細は、2020 年 1 月 2 日に連邦官報にて公表された[原文 \(T.D. 9890\)](#)を確認されたい。

1. 外国納税者番号 (Foreign Taxpayer Identification Number: 以下「FTIN」) 及び生年月日

暫定規則では、2017 年 1 月 1 日以降、米国内で維持される非米国居住者の金融口座について、源泉徴収義務者となる金融機関は、口座保有者に支払いを行う場合、事前に FTIN 及び生年月日 (個人の場合) を記入した様式 W-8 等の源泉徴収証明書 (Withholding Certificate) の入手が義務付けられた。当該非居住者への支払については、様式 1042-S にて報告対象となるが、当該様式にも FTIN の記載が義務付けられた。

最終規則では、源泉徴収義務者に提出された源泉徴収証明書に口座保有者の FTIN が記載されていなかったとしても、声明書 (Written Statement) により口座保有者の FTIN を入手することを認めている。ただし、声明書が源泉徴収証明書の一部であることを明記した上で口座保有者により署名されていること、及び源泉徴収義務者が声明書を源泉徴収証明書の一部としていることが要件とされている。

生年月日については、源泉徴収証明書に記載されていなかったとしても、既に入手済みである場合、源泉徴収証明書は無効とはならない。また、源泉徴収義務者が、その不正確性について知る由がある場合を除き、源泉徴収証明書に記載された生年月日に依拠することが可能である。当該取扱いは、FTIN にも適用される認識の基準 (Standard of Knowledge) と同様である。なお、口頭での入手は許容されていないので留意されたい。

2. 非適格仲介人 (Nonqualified Intermediary: 以下「NQI」) の源泉徴収区分表

内国歳入法第 3 章に関する暫定規則は、QI 契約を締結していない NQI が、仲介人として米国源泉所得の支払いを行う場合に、NQI は源泉徴収義務者に対して、様式 W-8IMY、源泉徴収区分表 (Withholding Statement) 及び最終受益者から受領した様式 W-8 等の源泉徴収証明書を提出することが必要と規定している。源泉徴収区分表には、原則、最終受益者ごとの支払の配分、最終受益者の氏名・名称、住所、納税者番号 (必要な場合)、提出された本人確認書類の種類、受取人の種別の記載が必要となる。

最終規則では、暫定規則を踏襲し、簡易的な源泉徴収区分表を採用した。ここでいう、簡易的な源泉徴収区分表とは、最終受益者の様式 W-8 に記載された情報を略したもので、各受取人に適用される源泉徴収税率を判断する目的で保有する口座情報とも矛盾しないことを明記することが要件となる。なお、NQI に適用される認識の基準に関しては、他の源泉徴収義務者に適用されるものと同一となることが明記された。

また、最終規則では、源泉徴収義務者が、各受取人に適用される第 4 章の受取人コード (Chapter 4 Recipient

1 内国歳入法第 3 章 (Internal Revenue Code Chapter 3) は、QI 制度を含み、米国から米国外への支払に関するルールを規定する。

2 内国歳入法第 4 章 (Internal Revenue Code Chapter 4) は、FATCA 制度を規定する。

Code)について、源泉徴収証明書及び口座情報に基づいて判断することが可能である場合、記載要件の一つとして掲げられていた受取人コードがNQI向け源泉徴収区分表に記載されていなかったとしても、有効とみなすことが可能とされた。

3. 源泉徴収証明書への電子署名

暫定規則では、電子署名された源泉徴収証明書について、電子署名が受取人又はその代理人により行われたことが合理的に判断できる場合に、有効であるとしていたが、最終規則においても同様となった。

暫定規則では、合理的に判断するための例が記載されており、源泉徴収証明書の署名欄に、署名権限を有する者の氏名が記載されており、日時のスタンプ、電子署名されていることを示す声明を含む場合に、有効であると判断できるとしている。最終規則では、有効な電子証明と判断する例は残しつつ、この例に一部沿わない場合でも、電子署名されたことを裏付けするその他書類又は情報への依拠を認めている。ただし、単に、署名欄に氏名が記載されているだけの場合や、源泉徴収義務者に保有されるその他書類又は情報が不正確であることを認識していた場合については、有効とはみなされないと規定している。

4. 第三者であるレポジトリ(Third-Party Repositories)を介して取得された源泉徴収証明書及び源泉徴収区分表

ここでのレポジトリとは、源泉徴収義務者又は源泉徴収証明書の提出者の代理人ではなく、源泉徴収証明書及び関連する書類等を電子データ等として保管することである。

暫定規則では、源泉徴収義務者が、第三者であるレポジトリを介して提示された源泉徴収証明書又は源泉徴収区分表に依拠することが可能な状況について規定しており、最終規則において、そのまま最終化した。

最終規則では、第三者であるレポジトリを介す場合、一定の要件を満たすことによって、支払の都度、源泉徴収証明書を取得するための要請及び承認を別途取得することが不要となる旨規定している。

5. 租税条約の恩恵を享受するための特典制限条項(Limitation On Benefits: 以下「LOB条項」)

国内歳入法第3章では、最終受益者である法人が租税条約の恩恵を享受し、受領所得に対して軽減税率を適用する場合、様式W-8等の源泉徴収証明書又はKYCルールに基づく本人確認書類及び租税条約表明文書(Treaty Statement)のセット、いずれかを徴求することを、QIを含む源泉徴収義務者に義務付けている。

暫定規則では、2017年1月6日からは、租税条約表明文書の要件に、最終受益者のLOB(特典制限)条項の特定、及び様式W-8BEN-Eと同様の約3年の有効期限が加えられたことから、QIである金融機関で、法人顧客が米国の株式等に投資し、日米租税条約に基づく軽減税率を適用する場合、新規顧客については、LOB条項の特定を含む租税条約表明文書を取得することが義務付けられた。

最終規則では、おおむね暫定規則をそのまま採用している。租税条約を適用するために必要とされるLOB条項への依拠についても、源泉徴収義務者の「Actual Knowledge Standard(実際の認識基準)」が採用された。これにより源泉徴収義務者は、提示されたLOB条項への信頼性について不正確であるとの認識を持ち合わせていない場合、提示された租税条約表明文書に依拠することが可能となる。ただし、該当するLOB条項が明記されていない場合や、記載された租税条約が有効ではない場合には、認識基準に基づき、租税条約に基づく軽減税率は適用できない。なお、米国が締結する有効な租税条約は、以下のウェブサイトを確認可能である。

[United States Income Tax Treaties - A to Z\(IRSウェブサイト\(英語\)\)](#)

2018年12月に公表された規則案では、既存口座に関して、源泉徴収義務者が新租税条約表明文書をLOB条項と共に徴求する期限は、2019年1月1日から1年後の2020年1月1日まで延長され、さらに、有効期限が3年とされている租税条約表明文書への例外措置として、非営利組織及び政府より徴求したLOB条項含む租税条約表明文書には、状況の変化がない限り永久的に依拠することが可能となったが、最終規則では、この規則案を採用している。また、上場企業からLOB条項含む租税条約表明文書を徴求した場合、徴求後の3年経過後の年末において、公知情報に基づき上場企業であることが確認できれば、上記の例外措置が適用となる。ただし、その後も3年経過ごとに同様の確認が必要となる。

6. 局留め指図(Hold Mail Instructions)の対象である恒久的住所(Permanent Residence Address)

最終規則は、暫定規則をそのまま採用しており、最終受益者又は口座保有者から提出された住所が、局留め住所であったとしても、税法上の居住地国を示す証拠書類を入手している場合には、恒久的住所(Permanent Residence Address)とすることを認めている。

おわりに

様式W-8等の源泉徴収証明書に関する規定が、一部修正の上、最終化された。これらの規定について、様式W-9にも適用してほしいとのコメントがあったようだが、基本的なルール体系が異なるため、様式W-9には適用されないのが留意されたい。また、上記の他、誤植やマイナーな修正が行われている。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して、専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関に、サービスを提供している。T.D. 9890についても全文和訳を作成しており、QI、FATCAの基本契約締結先には、提供を予定している。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー ファーム およびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス 提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバー ファーム のネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対して サービス 提供を行っています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイト の約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバー ファーム またはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワーク に無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワーク の公式見解ではありません。デロイト ネットワーク の各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001